

## 年金のお知らせ

### ◇国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場住民課の窓口で手続きをしてください。

令和4年度分（令和4年7月から令和5年6月分まで）の免除等は7月1日から受け付けします。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

### ◇学生納付特例申請書の送付

令和3年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和4年度も在学予定の方に「国民年金保険料学生納付特例申請書」を日本年金機構からお送りしています。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和4年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。ただし、在学している学校などに変更がある方は、このハガキで申請することはできませんので、青梅年金事務所または役場住民課に在学証明書などを添付して申請してください。

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2182

## 固定資産税納税通知書・課税明細書を共有者の方にも送付しています

共有名義で所有されている固定資産について、代表者以外の方にも「固定資産納税通知書（共有者用）および課税明細書」を送付しています。これは、固定資産を2人以上の共有名義で所有されている場合、共有者全員が連帯納税義務者となることから、代表者以外の方にも固定資産の評価額や税額などをお知らせし、ご確認していただくためです。

固定資産税の納付書はこれまでどおり、共有の代表者へ送付しています。納税者みなさんのご理解とご協力をお願いします。

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2190

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの閲覧状況を公表します。

| 閲覧日   | 閲覧申出者              | 委託者            | 閲覧目的                               | 閲覧対象                                                 |
|-------|--------------------|----------------|------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 5月14日 | 自衛隊東京地方協力本部福生募集案内所 | 防衛省<br>自衛隊     | 自衛官などの募集に伴う広報                      | 平成15年4月2日～平成16年4月1日生の男女、平成18年4月2日～平成19年4月1日生の男子(47件) |
| 12月8日 | 自衛隊東京地方協力本部福生募集案内所 | 防衛省<br>自衛隊     | 自衛官などの募集に伴う広報                      | 平成12年4月2日～平成13年4月1日生の男女(24件)                         |
| 1月17日 | 一般社団法人新情報センター      | 国土交通省<br>総合政策局 | 「令和3年度大都市交通センサス大都市圏住民調査」に係る調査対象者抽出 | 令和3年12月1日現在5歳以上の者(1件)                                |

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2182